

【HP公開用】

令和3年度

山形地方最低賃金審議会

[第6回]

議事録

令和4年3月17日(木)

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和4年3月17日(木)
13時30分～14時5分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員12名)

(公益委員)
押野 正徳 委員
コーエンズ美子 委員
本間 佳子 委員
丸山 政己 委員
村山 永 委員

(労側委員)
大類 亜季 委員
小川 修平 委員
長瀬 久子 委員

(使側委員)
太田 宏明 委員
大沼 拓雄 委員
加藤 祐悦 委員
丹 哲人 委員

【欠席委員】(労側委員) 柿崎 隆英 委員
(労側委員) 長谷部 泰晴 委員
(使側委員) 岩田 雅史 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局) 労働基準部長 横田 秀樹
賃金室長 石山 裕之
賃金指導官 中里 康浩
賃金係長 牧野 朋子

4 議 事

- (1) 令和4年度 特定(産業別)最低賃金の金額改正に関わる意向表明について
- (2) 次年度の山形地方最低賃金審議会開催日程について

5 そ の 他

6 閉 会

令和3年度 第6回 山形地方最低賃金審議会

【R4. 3. 17 (木)】

会 長 ただ今から、第6回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
本日の出席者及び審議会の公開等について事務局から報告してください。

賃金室長 出席状況のご報告の前に、万が一に備えまして非常時の避難についてご案内いたします。昨晚、福島県沖を震源とする地震が発生しましたが、もし本日の審議中に余震等が発生した場合は、揺れの程度によりますが、身の安全を確保していただき、避難が必要な場合は山交ビル等から指示がありますので、その際は当職が誘導しますのでよろしくお願いたします。

本日は、使用者側委員の岩田委員と労働者側委員の長谷部委員、柿崎委員が欠席ですが、最賃審議会令第5条第2項による定足数を満たし、審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開することになっておりましたので、審議の公開につきまして、去る2月22日から3月9日まで傍聴申込みの公示を行った結果、2名の方から申込みがございました。また、報道機関からも1社の申込みがありました。傍聴席にいらっしゃいますので報告いたします。

なお、カメラ撮影は頭撮りを許可しておりますので、併せて報告いたします。

それと、もう1点、委員の異動がありましたのでご報告いたします。労働者代表委員の金子浩委員が令和3年12月1日付けで退任されました。後任委員を公募した結果、新たに電機連合山形議長の柿崎隆英氏が選任されました。

使用者代表委員にも異動がありました。原田雅人委員が令和4年2月8日付けで退任されました。後任委員を公募した結果、新たに株式会社ハッピージャンの大沼拓雄氏が選任されました。資料として新しい委員名簿をお配りしております。どうぞよろしくお願いたします。

賃金室長 それでは、審議会の開催に当たり、山形労働局長の小森からご挨拶を申し上げます。

局 長 本日は、年度末の大変お忙しい中、第6回山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から労働行政の運営に関しましてご支援とご協力を賜り、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

この一年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響下にある中で、幾多にも及ぶ審議、また、引上げ額が過去最大となるなど過去に例のない状況

となりました。昨年6月28日の第1回目の本審以来、6回を重ねた本審議会、そして、地域最賃専門部会が7回、4つの産業に係る特定最賃専門部会は延べ13回を数え、合わせて26回もの調査、審議を尽くしていただきました。誠にありがとうございました。

皆様のご尽力のおかげで、山形県の地域別最低賃金の引上げ額は目安額を1円上回る29円引上げの答申を頂きました。また、特定最低賃金につきましても、26円から27円引上げの答申を頂き、いずれも過去最高の引上げ額となりました。

これも、村山会長様を始め公益委員の方々、また、労働者側委員、使用者側委員の皆様の最低賃金制度へのご理解と山形県における使用者、労働者それぞれの実情に思いを致した真摯なご審議の賜物と深く感謝を申し上げます。

第52期委員の皆様には、来年度も引き続き委員をお願いいたしますので、今後とも本審議会並びに労働行政に格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本日の配付資料について事務局から説明してください。

賃金室長 では、私から資料2と資料6から10について説明させていただきます。

資料2-1 令和3年度 山形地方最低賃金審議会開催状況

資料2-2 令和3年度 最低賃金改正決定状況（山形労働局）

資料2-3 令和3年度 全国の地域別最低賃金改定状況

資料2-4 令和3年度 特定（産業別）最低賃金審議結果（全国）

資料2-5 令和3年度 特定（産業別）最低賃金の審議・決定状況【全国】

資料6 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況
(山形労働局)

資料7 令和4年4月以降の雇用調整助成金の特例措置等について
(厚生労働省プレスリリース)

資料8 山形県の最低賃金周知用リーフレット（山形労働局作成）

資料9 最低賃金制度周知用パンフレット（厚生労働省作成）

資料10 業務改善助成金リーフレット

会 長 ただ今の説明について、質問等ございますか。

(質問なし)

会 長 では、最初の議題に移ります。

会 長 令和4年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向表明について、労働者側から説明をお願いいたします。

小川委員 連合山形の小川と申します。特定最低賃金の改正に関する意向表明について説明させていただきます。

例年、4部門の特定最低賃金の改正に関する意向表明をさせていただいていますが、春季生活闘争を通じて最近特に感じることは、山形県の企業は大部分が中小企業ですが、その中小企業の方々が人手不足に危機感を持っている。少し前から潜在的な人手不足が続いていたのですが、一旦コロナ禍になって落ち着いて、有効求人倍率も下がって治まったかのように思われた。しかし、ここにきてコロナ禍が終息に向かうにつれて人手不足の問題が表面化しており、各企業において人材確保が非常に難しくなっている状況です。外国人労働者や実習生を受け入れて補っていたのですが、コロナ禍で入出国ができなくなり、人手不足が深刻な問題となっている産業もございます。

特定最低賃金については、産業の人材確保の観点からもそうですけれども、最近、地賃の引上げ額が大きく、特定最低賃金の持つ優位性が低くなっている状況があるため、地賃との差別化を図った金額を担保すべきであり、産業の公正競争、公正取引を担保することによって、中長期的な観点から産業の健全な発展に寄与すべきと考えます。

会 長 労働者側から説明ありましたが、使用者側から質問等はございませんか。

丹委員 質問はございませんが、今年の特徴としては、山形県のコロナ感染者数は高止まりしている状況にあります。プラスしてロシアの軍事侵攻によるウクライナ危機が今後どう展開するのか、今でも原材料費やエネルギー価格が上昇していますので、その辺が大変懸念されるところで、先行きが見通せない状況にあるということです。

労働者の意向については承ります。

会 長 ほかにございませんか。

小川委員 丹委員の発言にあったとおり、春季生活闘争でも、原材料費の高騰などは非常に問題になっています。各産業で苦慮されているかと思いますが、山形県の最低賃金としてどうあるべきなのか、審議会で意見を出し合っていければと考えます。

会 長 ほかによろしいでしょうか。

(意見等なし)

会 長 それでは、これに関連して特定（産業別）最低賃金適用事業所数及び適用労働者数について、事務局から説明してください。

賃金係長 （資料No.4 について説明）

会 長 ただ今の説明についてご質問等ありますか。

（質問なし）

会 長 では、次に進みます。

労働者側から、特定最低賃金について、次年度も改正に関する申出を行う意向表明がなされました。委員の皆様には、次年度も特定最低賃金の審議が行われるとの心積もりをお願いいたします。

また、事務局においても、特定最低賃金の審議が行われることを前提として準備をお願いいたします。

引き続き、次年度の審議会開催予定について、現時点での大まかな流れについて事務局からご提案ください。

賃金室長 次年度の本審議会、専門部会の流れについて、説明及び提案をさせていただきます。資料5-1をご覧ください。

本年度、山形地方最低賃金審議会は、第1回本審を6月28日に開催し地域別最低賃金に係る諮問を行い、8月6日に答申を頂き、10月2日に発効とさせていただきます。次年度におきましても、大まかな日程は今年度と同じです。素案ということで提案させていただきます。

資料No.5-1の本審の部分をご覧ください。丸数字は開催回数です。

今年度はオリンピック開催の関係で中央の審議会も例年より早めの開催となりましたが、次年度は元に戻るものと思われまます。このため、中央の動きを確認した上で細かな調整をお願いすることとし、とりあえず例年のベースとして提案させていただきました。それでいきますと、7月初旬までに第1回本審を行い、局長から地域別最低賃金の改正諮問をさせていただきます。7月下旬に第2回本審を行い、参考人意見聴取と目安伝達を行います。なお、本審は原則公開ですが、参考人意見聴取だけは非公開としてきたところです。

資料No.5-2①をご覧ください。令和4年8月のカレンダーですが、こちらをご覧くださいと、8月5日金曜日までに答申を頂かない場合、土日を挟み、8日月曜日まで飛ぶこととなります。発効日をいつにするかによりまます、そ

の場合に何日までに答申をお願いすることになるという一覧表になっております。それまでに第3回本審を行って地域別最低賃金の答申を頂きたいと思っております。そして、8月中に第4回本審を行い、異議の申出があれば異議審を行います。

資料No.5-1の特定最低賃金に関しては、第3回の本審で、地賃の答申を得た後に特定最低賃金の必要性の諮問をさせていただき、審議していただきたいと考えております。第4回本審でも審議を行い、改正の必要性が認められれば必要性有りの答申を頂き、直ぐに改正諮問をさせていただきます。

資料No.5-2②は特定最低賃金の一覧でございます。例年と同様に12月25日に発効させるためには、10月26日までに第5回本審を行い、特定最低賃金の答申を頂くこととなります。

年度の最後は、3月中旬に第6回本審を開催し、本日同様、特定最低賃金の意向表明を行っていただきます。

次に、地域別最低賃金の専門部会ですが、今年度と同様に中央最低賃金審議会の目安答申は7月半ば過ぎにあると想定して、その前後に第1回専門部会を行い、部会長、部会長代理の選出をしていただく、その後、第3回本審までの間に計5回の日程を確保するという案です。

次年度専門部会委員になられる予定の委員の方には、大変お忙しいとは存じますが7月下旬からお盆頃までの間、何とか予定を空けておいていただきますようお願いいたします。

また、特定最低賃金の専門部会については、9月下旬に4業種合同で第1回専門部会を行い、部会長、部会長代理の選出を行います。その後、特定最低賃金ごとに3回の部会を開催し、10月26日までの間に行われる第5回本審で答申を頂くという案としております。

会 長 ただ今説明のあった日程案について何かご意見等ございますか。

(意見等なし)

会 長 特にないようですので、事務局案のとおりとさせていただきます。
本日用意した議題は以上になりますが、そのほか、何かこの場で発言されたいことはございますか。

(意見等なし)

会 長 なければ、これもちまして、令和3年度の山形地方最低賃金審議会の全ての審議が終了となります。1年間の各委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして審議会を終了といたします。ありがとうございました。